入院の際は

限度額適用認定証をご利用ください

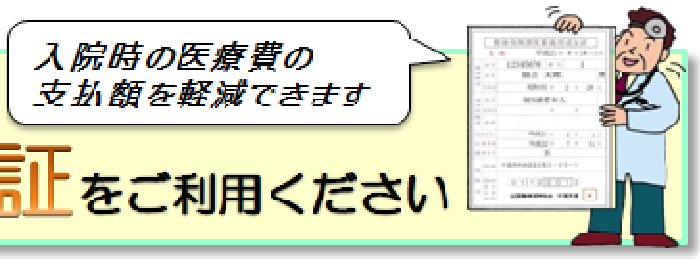

病院に入院したとき、１カ月の医療費の自己負担額が一定額（上記の高額療養費の支給における自己負担額の表を参照）を超える見込みがある場合、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。

認定証が交付された方は、**１カ月あたりの自己負担額の上限額のみを負担する**こととなります。

また、住民税非課税世帯などの方は、申請により１食260円の食事負担額が**減額される**減額認定証が交付されます。

なお、申請は下記の窓口へ保険証と認印をご持参の上、手続きをしてください。

国民健康保険に加入されている方　⇒　市町村の医療保険担当窓口
後期高齢者医療制度に加入されている方　⇒　市町村の医療保険担当窓口
その他の医療保険に加入されている方　⇒　それぞれの保険者の医療保険担当窓口

認定証の交付を受けましたらすぐに病院会計窓口にご提示ください。

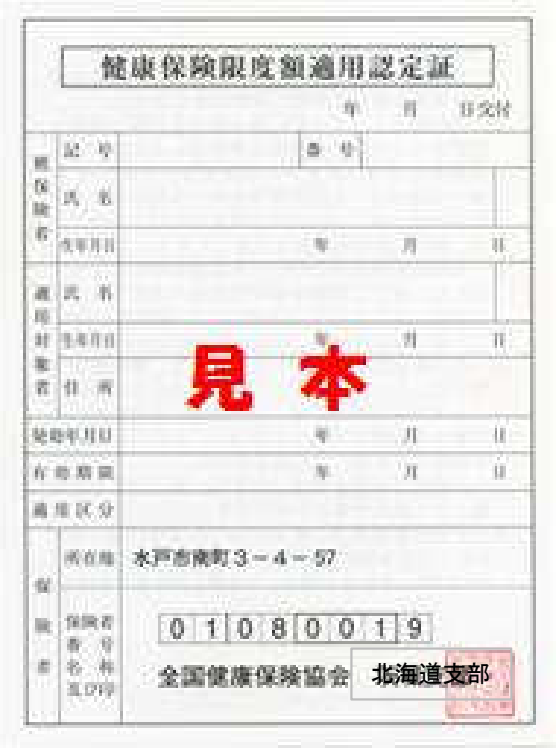

国民健康保険 町立和寒病院